

参考資料

**柏崎刈羽原子力発電所 6号機の格納容器漏えい率検査に
関する国の立入検査について**

2月17日、原子力安全・保安院は当所6号機の原子炉格納容器漏えい率検査に関する立入検査の実施についてプレス発表を行いました。国は当社原子力発電所について厳格な検査を行うこととしており、漏えい率検査が適切に行われることを監視する観点から、準備作業が開始される2月19日から検査終了まで立入検査を行うとの内容です。

<http://www.meti.go.jp/kohosys/press/0003684/> (国のプレス)

原子炉格納容器漏えい率検査について、その概要をご紹介します。

格納容器の「漏えい率検査」

原子力発電所は万一の事故に備え、外部への放射性物質の放出を抑えるために対策が施されています。原子炉格納容器もその1つで、内部で水や蒸気が漏れるといったトラブルが起こっても、放射性物質を格納容器の中に封じ込めるために、密閉性が保たれる必要があります。この密閉性を確認するために、格納容器の漏えい率検査（リークテスト）を行います。

漏えい率検査では格納容器に窒素ガスを注入して圧力を加え、時間経過と内部の圧力変化を測定することで、気体の漏れ出る割合を確認します。漏れ出る割合が一定の基準値以内であれば検査に合格です。この基準値を「判定基準」と言います。

この検査は通常、定期検査の終盤に行われますが、重要な検査項目であることから、経済産業省の検査官が立ち会っています。全体漏えい率検査は3日程度ですが、弁点検などの準備作業を含めると、およそ1ヶ月を要します。

【漏えい率検査の工程（イメージ）】

